

# 平成26年11月定例教育委員会会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年11月18日(火) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後14時50分

## (2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	森本 久美子
委員	前川 順子	委員	谷 敏司
教育長	倉本 淳一		

## (3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文
池田学校給食センター所長	内田 妙子

## (4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

### ◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年三好市教育委員会10月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

## (5) 議事録署名者の指名

森本 久美子委員

### ◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、森本委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

## (6) 報告事項

### ◆倉本教育長

それでは3ページをご覧ください。10月23日に全国社会教育研究大会がアスティとくしまで開催されました。委員長さんや前川委員さんが参加してくださり、総勢25名での出席となりました。

10月29日、管区別教育長会がつるぎ町教育委員会で行われました。着実な学校運営の推進や、教職員の人事管理等の話がありました。ちなみに本年度の管理職登用の状況ですが、校長が43名の予定で、昨年

の登用が34名でしたので9名増となっております。教頭は45名の予定です。昨年は44名でしたので、教頭の登用数は増える状況ではありません。全体的な流れとして、校長受審者は昨年より13名の増の185名、教頭受審者は昨年より33名の減の264名となっており、教頭を受審する方の数が減ってきているのではないかと見ています。

10月30日に学校訪問を行いました。午前には箸蔵小学校、午後は池田中学校に行きまして、本年度の県教委と行う学校訪問は終了いたしました。

11月3日、日独青少年指導者セミナー受入れ式がありました。ドイツのスポーツ少年団の指導者が10名ほど見えまして、交流を深めました。3泊4日の行程のなかで、ラフティングの体験や祖谷の古民家での宿泊、またかざら橋を渡ってもらったり、東祖谷小中学校と池田高校への訪問、スポーツ少年団との交流等をしていただきました。

11月6日、市町村教育委員会研修会が総合教育センターでありました。私も行く予定でしたが、出席できず、小松委員長さんを始め事務局職員が出席いたしました。お世話になりました。

11月7日、県へき地教育振興会視察が東祖谷小中学校で行われました。これも谷委員さんに出席をお願いいたしました。またこの日は行事が多く、辻小学校でのなでしこまつりには松丸次長、その夜にありました蔦杯実行委員会にも松丸次長に出席をしていただきました。

11月10日、四国地区市町村教委協議会に出席いたしました。各県から出した様々な課題について、研究協議を行いました。新しい教育委員会制度にどう対応するか、教育の大綱はどうするのか、総合教育会議はどうするかなどの情報交換をいたしました。また、教育委員さんへの研修のあり方についても話がありました。

11月11日、中学校校長会を三好教育センターで行いました。中学校だけで開催した理由は、平成18年4月1日に労働安全衛生法が一部改正され、それを受けて徳島県では、平成19年から健康障害防止対策を行っております。具体的に言えば、1ヶ月80時間を超えて超過勤務をする者においては、基本的に医者の面接指導を受けなければいけないと規定されています。一例で言えば、心の病に罹る方もいらっしゃるということで、80時間を超えた超過勤務は厳しくなっております。三好市内の学校で調査を行ったところ、学校によっては何名か80時間を超えている方がいるという結果が出ましたので、緊急に中学校長を招集いたしました。内容を調べたところ、やはりクラブ活動の指導が非常に多いとのことでした。80時間を超えない勤務時間体制を取るために、部活動の指導を規制することにいたしました。例えば、普段の練習時間は何時間以内で、1週間に何度か休みを取るといったような規制をしようと思っております。校長先生方にお話を伺いながら、三好市としての部活動の基本方針みたいなものを考えています。そのため今回の中学校長会を行いました。

11月17日、三好教霊祠祭がありました。毎年、退職校長会が行っているのですが、その年度に亡くなられた方を教霊としてお祀りをいたします。この日は行革二次評価会議がございましたので、私は出席しておりませんが、小松委員長さんがご出席されました。

それから行事予定ですが、11月22日のそらの郷コンサートから12月8日の桂かい枝独演会まで、いろいろな予定がございます。もしご都合が付けばご出席いただければと思います。また定例教育委員会は、予定では12月22日としておりますが、その日が議会の閉会式になるかもしれませんので、その時は24日に変更させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◆小松委員長

どうでしょうか。

◆委員一同

どちらも問題ありません。

◆倉本教育長

それでは後日、正式に決定させていただきます。11月21日に議会運営委員会を開いて日程を決めるようですので、22日の新聞に日程が載ると思います。それを見ていただければ、定例会の日が分かるかと思ひいます。私のほうからは以上です。

◆小松委員長

只今の教育長報告について何かご意見やご質問はございませんか。

◆森本委員

先ほどの教員の労働時間の調査は自己申告なのでしょうか。

◆倉本教育長

自己申告になります。校長先生にお願いして、勤務時間を明確にさせていただいて、80時間を超えていても黙っている先生がいらっしゃってはいけませんので、超過勤務を記録していただくようにしなくてはいいと思います。80時間までは努力義務ですが、100時間を超えると義務付けられていますので、正確な勤務時間が把握できる形をとっておく必要があります。おそらく80時間を超えている方は学校の中でも、特定の部活動に従事されている方だと思いますので、改善できると思っております。

◆前川委員

日独青少年指導者セミナーの方はこちらから招待した方々なのでしょうか。

◆倉本教育長

いえ、向こうから三好市を見たいとのこと、いらっしゃいました。

◆前川委員

三好市だけを見に来たのでしょうか。

◆倉本教育長

日本には15日ほど滞在されておりまして、到着して2日ほどは東京でレクチャーを受け、三好市にいらっしゃって、その次は香川県高松市を見て帰国されました。

◆鈴木課長

予定では、全国6ブロックに分かれておりまして、今年はたまたま中四国ブロックが受入れをすると決まりまして、そのなかで三好市が受入れをするようになったようです。前半の1週間は三好市に、後半の1週間は高松市ですが、近辺の直島であるとか、高松市のスポーツ少年団などと交流をしたようです。

そういった交流を毎年行っているようで、全国の様々な場所を順に回っているそうです。

◆小松委員長

それではつづきまして、“平成26年度就学援助費対象者の追加について”、関係部局から報告をお願いします。

◆東口課長

今お手元にお配りしたA3サイズの紙に対象者を記載しております。10月に申請を出された方々です。基準を満たしておりますので、対象者として決定したことをご報告いたします。

◆小松委員長

この件について、ご意見ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは報告事項については、これで終わります。次に承認事項に移ります。

(7) 承認事項

◆小松委員長

“平成26年10月定例会議事録の承認について”です。事前に議事録を送付していただいておりますが、これについて何かございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは10月度の議事録は承認とすることにいたします。

続きまして議事に移ります。

(8) 議 案

- 第 30 号 三好市議会 1 2 月定例会議補正予算について
- 第 31 号 三好市立学校設置条例について
- 第 32 号 三好市立幼稚園設置条例について
- 第 33 号 三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 34 号 三好市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 第 35 号 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について
- 第 36 号 三好市立幼稚園預かり保育実施要項の一部改正について
- 第 37 号 三好市立幼稚園午後保育実施要項の廃止について

◆小松委員長

それでは初めに第30号議案、“三好市議会 1 2 月定例会議補正予算について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

4 ページをご覧ください。1 2 月の定例会議に提案する補正予算は、下の 2 項目になります。1 つが三好市教育振興計画審議会委員報酬についてです。本年度中に 2 回ほど審議会を行いたいということで、当初予算には組んでおりませんでしたので、7, 0 0 0 円×1 4 名を 2 回分の 1 9 6, 0 0 0 円を補正予算として提案したいと思います。

2 つ目は平成 2 7 年度使用教科用図書教師用指導書購入費です。これについては、3 月末に教員の異動の内示が出た後で、学校に配布して次年度からの新教科書に対策をしていただきます。3 月中にお渡しするのは、4 月ですと行事もあり、先生方もいろいろお忙しいこともあり、3 月中に指導書に目を通しておきたいとのご要望を受けましたので、補正を組み、3 月中にお渡ししたいということで、その教科書の総額が 2 4, 4 3 1, 0 0 0 円となります。

以上を 1 2 月の定例会議にかけたいと思っております。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

この件について何か異議はございませんか。

◆森本委員

2 4, 4 3 1, 0 0 0 円の簡単な内訳をお願いします。

◆東口課長

以前にご覧いただきました、教科用図書の国語・算数・理科・社会・家庭科・図工・音楽などの各学校ごとの先生に対する指導書の小学校 1 6 校分の総額になります。

◆小松委員長

各校に配布する数はどのようにするのですか。1 セットずつなのでしょうか。

◆東口課長

共有できる分については、共有してくださいとお願いしております。学校によって本の数はまちまちです。

◆小松委員長

先生の異動によっては数が変わるかもしれませんが、それはどのように対応するのですか。

◆東口課長

児童数によって先生の数も増減があるかと思いますが、今の段階では現在の教員数で計算させていただいております。もし、その学校で部数が余ることがあれば、共有をお願いしてあったところに回すことも可能です。

◆森本委員

今年だけの教科書なんですか。

◆東口課長

平成 2 7 年度から 4 年間使用することになります。

◆倉本教育長

小学校の場合は、担任が各教科を指導するので、池田小学校のように 2 クラスあれば、2 人分必要になっ

できます。中学校の場合は、社会科の先生が3人居れば3人分の指導書が必要になります。

先生方の中には、免許外で教えている先生もあり、指導書が無ければ免許外の教科の指導は難しいという意見があります。

◆小松委員長

他にご意見ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは第30号議案については、原案の通り決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

原案の通り決定されました。

続きまして、議案第31号“三好市立学校設置条例について”、説明をお願いします。

◆東口課長

5ページになりますが、その前に9ページをご覧ください。大和小学区の自治会長の連名で、廃校にする要望書が届いております。議案第31号、第32号、第33号はそれに基づく条例改正になります。

第31号が学校設置条例で大和小学校の廃止、第32号が幼稚園設置条例で大和幼稚園の廃止、第33号が三好市教職員宿舎の設置及び管理の条例で大和小学校教職員宿舎の廃止になります。以上の議案第31号から第33号を続けてご説明させていただきます。

第31号は三好市立学校設置条例で、左が改正前、右が改正後になります。改正前に“大和小学校 三好市山城町大和川214番地1”と記載されていたものを、改正後には削除する形になります。この条例につきましては、来年の1月5日から施行します。

施行日については、休校の校舎利用について地域振興課で募集をかけたところ、応募があり、地域との協議の結果、利用は構わないとなりまして、企業から年明けから利用したいということでしたので、平成27年1月5日から施行することになりました。

6ページが議案第32号で、三好市立幼稚園設置条例になります。改正前は大和幼稚園の記載がありますが、改正後は削除しております。これも平成27年1月5日からの施行です。

7ページ、議案第33号の教職員宿舎の設置及び管理に関する条例で、左側の改正前で大和小学校教職員宿舎に関する記載がありますが、改正後は削除しております。同じく平成27年1月5日からの施行です。以上です。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

議案31号、32号、33号と一括して説明がありましたが、質疑はございませんか。

特に無いでしょうか。

◆森本委員

ありません。

◆小松委員長

それでは、議案31号、32号、33号については原案の通り決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

原案の通り決定されました。続きまして、議案第34号“三好市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について”を議題といたします。

◆東口課長

10ページをご覧ください。“三好市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について”でございますが、来年度から三好市でも施行されます子ども子育て支援新制度に基づきまして、低所得者世帯及び多子世帯の負担軽減を目的に改正いたします。

また、保育料につきましても、現在は午後1時半までの通常保育料は月5,000円、午後保育は月10,000円、8月は15,000円と決まっていますが、来年度からの長期休業日短縮で8月の末の3～5日は幼稚園も保育を行いますので、保育料は月額で定め、午後保育料についても年額で定めさせていただきたいと思えます。保育料につきましてもは年額50,000円、午後保育料につきましてもは年額100,000円になります。17ページの平成27年度保育料(案)に記載しております。

説明が前後して申し訳ないですが、改正後の表の中に、生活保護世帯は保育料が無料、市民税の非課税世帯は保育料が10分の3、市民税均等割りのみ課税世帯は10分の6ということに記載しております。それに基づきまして、17ページにあります各別表のように定めさせていただきました。まず、階層別に分けておりまして、第1階層は生活保護世帯で全て無料です。第2階層は市民税の非課税世帯で保育料は年額15,000円、午後保育料は年額30,000円、長期休業保育料については9,000円となります。第3階層は市民税均等割りのみ課税世帯で、保育料年額30,000円、午後保育料年額60,000円、長期休業保育料年額18,000円です。第4階層は通常の課税がかかっている世帯で、保育料年額50,000円、午後保育料年額100,000円、長期休業保育料年額30,000円で合計180,000円になります。この合計の180,000円ですが、現在も保育料5,000円×11ヶ月で55,000円、午後保育料10,000円×11ヶ月で110,000円、長期休業保育料の15,000円を合計すれば、180,000円になりますので、全ての保育を利用している保護者から見れば、保育料自体の総額は変わっておりません。

別表2、別表3、別表4については、各階層の月別内訳表で、月の途中で入園したりした場合などに月額が分かるようになっております。19ページの別表5につきましても、11ページの上から3行目、第3条第2項の“児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合は、前項の規定にかかわらず別表第5に定める額とする。”ということで、母子世帯や父子世帯、または障害児を有する世帯の年額表になります。別表5では、第2階層の方を無料、第3階層は10分の3の額、第4階層の方を10分の6の額に定めさせていただきました。

補足といたしまして、15ページから16ページが条例改正後の三好市幼稚園保育料徴収条例の全文となっております。以上です。よろしく申し上げます。

◆小松委員長

只今、説明がありました、質疑はございませんか。

◆東口課長

改正に至った理由としては、子ども子育て支援新制度で保育の負担を軽減するということですが、三好市では18歳未満の多子世帯の第2子は半額、第3子以降は無料ということが、保育所の保育料については反映されていましたが、幼稚園の保育料には反映されていませんでした。また、できるだけ保育所と保育料の均衡を図るということで、それも子育て支援課の担当と協議し、保育所の保育料とそこまで差のない形で決定させていただきました。

◆小松委員長

聞き洩らしたのかもしれませんが、第4階層は改正前と金額は変わっていないとありましたが、第3階層や第2階層については同じなのでしょうか。

◆松丸次長

これまで三好市は、減免措置をしており、生活保護世帯であれば年額2万円を減額するとしておりました。しかも幼稚園の保育料のみの減額であり、午後保育や長期休業保育に関しては対象になっておりませんでしたので、それから比べますと、大分下がっていると思えます。

◆小松委員長

大体どのくらい下がっているかなどは分かりますか。

◆松丸次長

現在、生活保護世帯はいらっしゃいません。非課税世帯と均等割り世帯では、単純計算で年間1,200,000円ほど市の収入減になると思われます。

◆小松委員長

1人あたりの金額は分かりませんか。

◆松丸次長

1人あたりの金額は各世帯のケースによって違いますが、例えば全ての保育を利用している方で非課税世帯であれば160,000円が改正後には54,000円になりますので、100,000円ほど安くなる形になります。

◆小松委員長

金額が大きいですね。

◆松丸次長

これまでは幼稚園の保育料は階層がございませんでした。改正後は所得の階層に応じた金額設定となりますので、本来であれば所得割の課税のところも何分割かしなくてはなりません、国の基準に併せますと値上げをしないといけなくなりますので、保育料の上限を180,000円に抑えさせていただきました。

◆小松委員長

他はどうでしょうか。ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

質疑はないようですので、議案第34号は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議ありません。

◆小松委員長

議案第34号は原案の通り決定いたしました。

それでは議案第35号“三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いいたします。

◆松丸次長

私のほうからお願いをいたします。お手元にある通り、今回議題を提出出来ておりません。関係部局で議案第35号から37号について協議をしておりましたが、協議が整うのに時間がかかりまして、まだ改正の準備ができておりませんので、一旦議題を取り下げさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◆小松委員長

それでは、第35号、36号、37号の議案については、議案の一時取り下げをすることにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

第35号、36号、37号議案を、一時取り下げすることに決定いたしました。本日の議事日程は以上でおわります。

◆松丸次長

すみません、委員長。もう1件よろしいでしょうか。12月議会に提出する議題については先ほど担当部局よりご説明申し上げましたが、追加の提出を予定している議題については12月の教育委員会定例会で議案を提出したとご報告することになりますので、事前に追加予定の議案についてご説明させていただきたいと思っております。

まず第1点目は平成26年度三好市学校給食センターの新築工事請負契約についてです。これについては明後日指名審査がございまして、12月9日が開札の予定で進めております。当初予算では8億円の工事請負費を計上しておりますので、この予算に基づいて入札の執行をお願いしております。その議案が間に合いませんので、今回事前にご報告を申し上げます。

次に西井川小学校の新築工事変更請負契約についてです。校舎は大方出来上がっておりまして、70%ほどまで出来上がっております。いろいろ工事内容に変更がございましたので、総額で620万円ほどの変更契約になります。これについても12月定例会議の追加ということでお願いをしようと思っております。

るところです。12月定例会議で提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆小松委員長

何か質問ございますか。

◆谷委員

西井川小学校の一番大きな変更点は何ですか。

◆東口課長

地質改良関係工事が主です。掘ってみなければわからない部分があり、基礎工事の際に岩が見つかったので、それを掘削するための費用が620万円のうちの約200万円にあたります。他は木造体育館の柱の木がむき出しになっており、安全のための衝撃を吸収するカバーを設計の段階で付けてはいましたが、思っていたほど質の良いクッションではなかったため、子どもたちの安全を第一に考えて、それを変更いたしました。また、照明器具のランニングコストなどを計算した結果、数年で回収可能ということが分かりましたので、蛍光灯からLEDに変更いたしました。それらの合計で約620万円となっております。

◆小松委員長

他にご質問はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、11月の定例会については以上で終わりたいと思います。

以上